

自動移換によるデメリット

資産が自動移換されると、手数料が発生するほか、国民年金基金連合会に資産がある間は資産の運用や掛金の拠出が行えず、将来の受給開始年齢を決定する通算加入者等期間にも合算されません。また、国民年金基金連合会から企業型もしくは個人型へ再移換する際にも、手数料が発生します。

自動移換による デメリット

- ① 掛金の拠出や運用指図、年金給付の裁定を行うことができません。
- ② 商品の運用がされないため、十分な年金資産額を確保できない恐れがあります。
- ③ 自動移換されている期間は、受給要件である通算加入者等期間にも算入されません。
- ④ 特定運営管理機関の事務手数料として、手数料がかかります。

<自動移換時・再移換時の発生手数料一覧>

自動 移換時	自動移換時の特定運営管理機関手数料	3,150円(税込)	自動移換後4ヶ月目以降から差し引かれます。
	国民年金基金連合会に資産がある間の管理手数料	50円(税込)/月	
	再移換時の特定運営管理機関手数料	1,050円(税込)	
移換時	個人型へ移換する際の手数料	2,000円(税込)	金融機関によって異なります。
	個人型での管理手数料	5,000~7,000円/年	

自動移換されることにより通常の手続きより余分な手数料、期間がかかります。
加入者資格を喪失したら、速やかに移換のお手続きを行ってください！

⇒次ページにて、自動移換されてしまった場合どのようにすればよいか、ご説明いたします。

自動移換後、どうすればよいか？

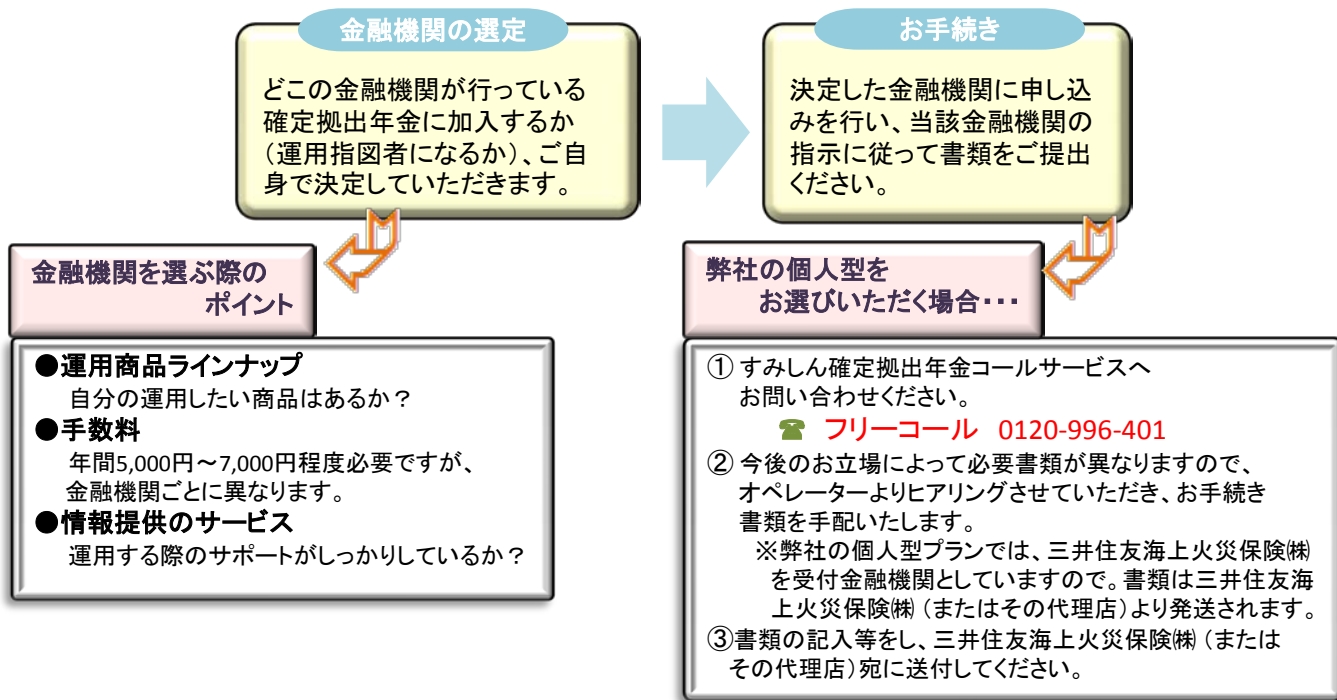
資産が自動移換されてしまったら、ご本人にて速やかに移換のお手続きを行う必要があります。その後のお立場によって手続き方法・必要書類が異なりますので、退職時に事業主様よりお渡しいただいている「退職後の確定拠出年金～60歳未満でご退職されたみなさまへ～」(廃版)に掲載されているフローチャートをご確認いただき、ご本人に所定の手続きを行っていただきます。

① 企業型へ移換する場合

転職先の事業主へ手続き方法を確認してください。なお、自動移換された方が弊社のプランへ移換されてくる場合については、[すみしんDCサポーター](#)に掲載されている『[マニュアル](#)』の「IV-2-2-1 確定拠出年金制度からの移換」をご確認ください。

② 個人型へ移換する場合

書類の取寄せから、全てご自身でお手続きを行っていただきます。お手続きの流れは、大まかに下図のとおりになります。



❗ **要件を満たせば例外として、脱退一時金を受け取ることも可能です。**

以下の要件を全て満たしている場合に限り、個人型へ移換後、脱退一時金を受け取ることが可能です。

■ 条件

- ① 専業主婦(夫)等の第3号被保険者や、公務員になる等により、個人型確定拠出年金の運用指図者にならざるを得ない(個人型確定拠出年金の加入者になる資格がない)方であること
 - ② 通算拠出期間が1ヶ月以上3年以下であるか
または資産額が50万円以下であること
 - ③ 60歳未満であること。
 - ④ 障害給付金の受給権がないこと
 - ⑤ 確定拠出年金の加入者の資格喪失日から起算して2年以内であること
- ※扶養手続き中など、後から脱退一時金の要件を満たす場合は、いったん個人型へ移換してください。扶養手続き完了後、脱退一時金のご請求が可能です。

❓ **国民年金の免除を受けている場合は個人型に加入できない？**

国民年金の免除を受けている場合、個人型で拠出を行うこと(加入者になること)はできませんが、**運用の指図のみを行うこと(運用指図者になること)は可能です。**
企業型で資格喪失をしたら(又は自動移換されてしまったら)、**通常と同様に移換のお手続きを行う必要があります。**
なお、個人型からの脱退一時金支給要件の1つである「運用指図者にならざるを得ないこと」を満たすこととなりますので、その他の要件を満たしていれば、免除を受けている方でも脱退一時金を受取ることも可能です。

自動移換を防ぐために

以上の内容を含め、ご退職時(加入者資格喪失時)に、弊社にてご用意しております各種資料をご活用いただき、加入資格喪失後のお手続きについて必ずご案内ください。(図をクリックすると、PDFファイルが開きます。)

【廃版】確定拠出年金に関するご退職後のお手続き ～60歳未満でご退職された皆様へ～



退職後の確定拠出年金



❗ 加入者資格喪失手続きの際、以下についても必ずご注意ください！

加入者資格喪失時に、住所の変更が必要な場合は、資格喪失手続きと併せて必ず住所変更手続きを行ってください。居所不明で郵送物が届かなかった場合は、弊社から事業主様へご照会させていただき、住所確認のご依頼をさせていただく場合があります。

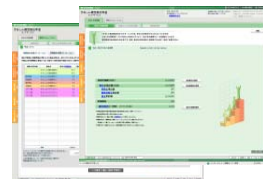
- 加入者資格喪失手続き
すみしんDCサポーターにて (もしくは、帳票「加入者資格喪失通知書」の提出)
- 住所変更手続き
すみしんDCサポーターにて
(もしくは、帳票「加入者(従業員)住所変更依頼書」・「加入者諸変更通知書」・
「個人記録汎用変更依頼書」いずれかの提出)

また、自動移換を防ぐためには、加入者ご自身が確定拠出年金への関心を高めていただくことも重要です。継続教育を行うことで確定拠出年金制度の理解を深めていただいたり、「すみしん確定拠出年金ネットサービス」にてご自身の資産状況をご確認いただくなどして、ご自身の老後の資産形成にお役立てください。

☆ 継続教育

資産運用セミナーやライフプランセミナー・退職者セミナーなどを行います。

継続教育に関するお問合せ先 ⇒ 投資教育チーム(03-6256-3640)



☆ 「すみしん確定拠出年金ネットサービス」

WEB上で、ご自身の資産状況を確認したり、運用のシミュレーション等を行うことができます。

当社のHP「すみしんライフガイド」からユーザーID(企業コード)とパスワード(プラン番号)をご入力の上、お勤め先の専用ページにログイン後、ご自身のユーザーIDと暗証番号を入力すると「すみしん確定拠出年金ネットサービス」にログインできます。

すみしんライフガイド ⇒ <https://lifeguide.smtb.jp/>